

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 9月 25日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 加西市別府町2664番地

氏名 大王加工紙工業株式会社 兵庫工場
工場長 大門 弘幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0790-47-0070

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大王加工紙工業株式会社 兵庫工場
事業場の所在地	加西市別府町2664番地
計画期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1898 他に分類されないプラスチック製品加工業
②事業の規模	工場出荷額 4,014,657千円 (令和元年 68期実績)
③従業員数	82名 (令和2年1月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	170 t	t
	(これまでに実施した取組) 製造ロス低減による排出物削減		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	165 t	t
	(今後実施する予定の取組) 継続し、製造ロス低減による排出物削減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出日時・排出元・主材料を記載表示し、再生品か熱回収品に分別し危険物倉庫に保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続して、排出日時・排出元・主材料を記載表示し、再生品か熱回収品に分別し危険物倉庫に保管する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	170 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	127 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	43 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者及び認定熱回収業者への依頼を行った		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	165 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	130 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	35 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き再生利用業者及び認定熱回収業者への依頼を行う。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 元年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	170	t
	(今後実施する予定の取組) R元年10月より、全廃棄物を電子マニフェストで運用。		
※事務処理欄			

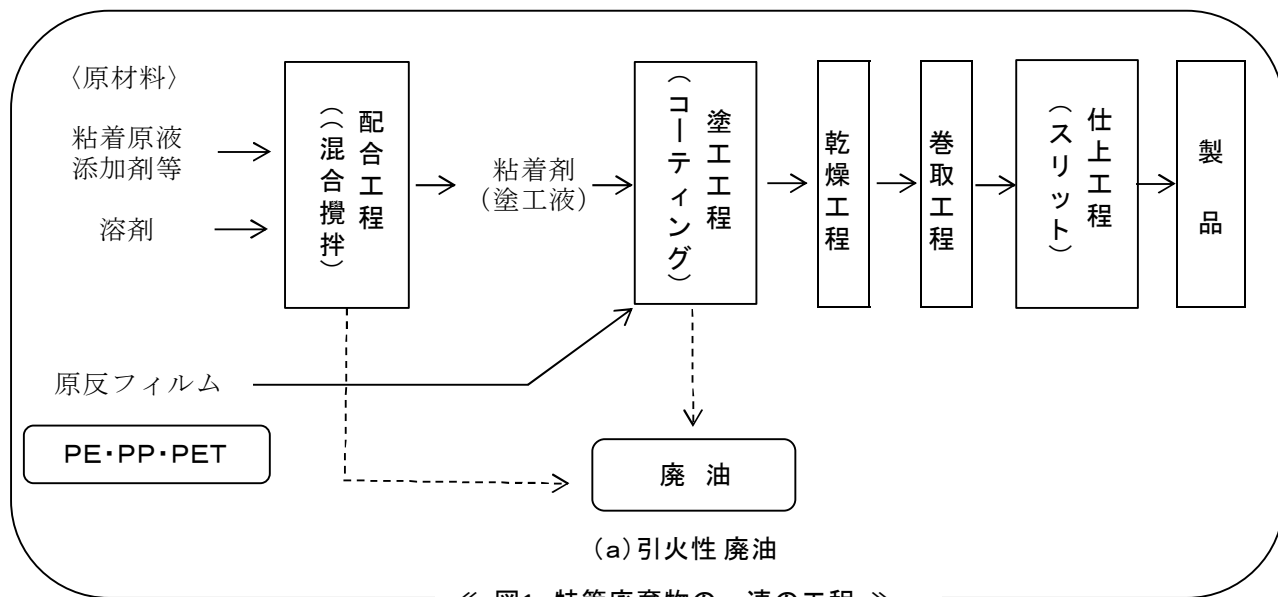
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

特別産業廃棄物の一連の処理の工程



（a）引火性廃油

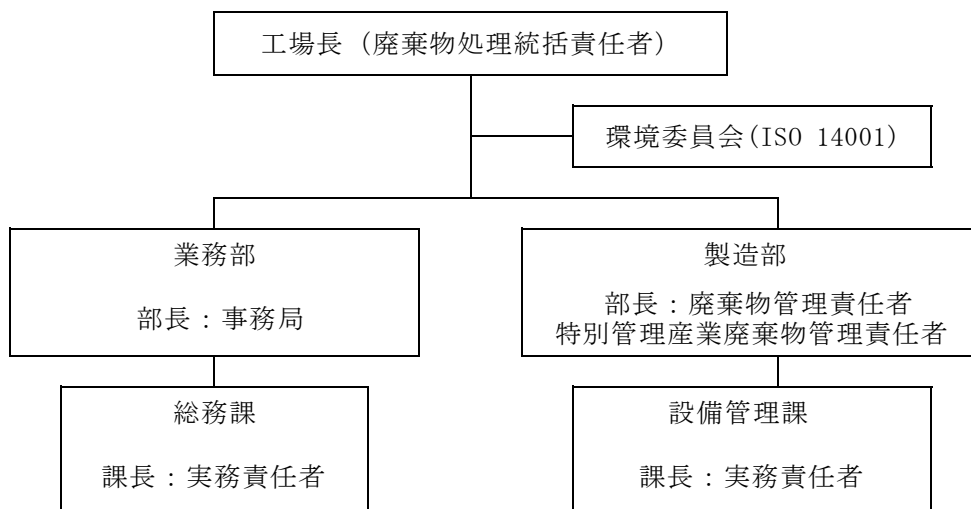
収集運搬（委託：7社）・処理（委託：5社）

- ・認定熱回収サマリサイクル処理業者（2社）、熱回収サマリサイクル処理業者（1社）
- ・蒸留再生処理業者（2社）

焼却残渣・沈殿残渣・蒸留残渣は、セメント会社の焼却燃料及び廃棄物として処理。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

廃棄物管理体制



(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属 : 兵庫工場	職位 : 工場長 (ISO 9001 QMR)
廃棄物管理責任者	組織名 : 製造部	職位 : 部長 (ISO 14001 EMR)
廃棄物担当者	組織名 : 設備管理課	職位 : 課長
役割	環境委員会 (ISO 14001)	廃棄物に関する検討 産業廃棄物を削減するための抑制方法及び計画案の策定と答申 ・委員長－工場長 ・委員－関連部門課長以上 ・事務局－業務部 総務課 廃棄物処理に関しては廃棄物管理規定による。
	廃棄物処理 統括責任者	廃棄物処理方針の策定 廃棄物処理委託業者の承認 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理 責任者	廃棄物の管理 廃棄物処分の委託業務 廃棄物業者の管理
	事務局	マニユフェストの管理 監督官公庁への各種届出

特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守すると共に行政の環境施策に協力する。
- ②発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③最終処分量の削減、再生利用の拡大等について数値目標及びその達成時期を定め実施する。またこれら処理に関する目標及び計画は定期的に必要な見直しを行う。
- ④廃棄物の処理について、次に掲げる事項を実施する。
 発生抑制 : 製造ロスに努める。
 再生利用 : 購入業者への再利用化促進、再生利用ルートを確保する。
 中間処理 : 効率向上等の設備導入を推進する。
 その他 : 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。
 処理内容を確認し、処理業者と適切な委託契約を締結する。